

平成30年9月／31年4月入学

慶應義塾大学大学院入学試験問題

法務研究科

法律科目試験（民事訴訟法・刑事訴訟法）

- 注 意
1. 指示があるまで開かないこと。
 2. この問題冊子は8頁ある。試験開始後ただちに落丁、乱丁等の有無を確認し、異常がある場合にはただちに監督者に申し出ること。
 3. 受験番号（2箇所）と氏名は、解答用紙（表）上のそれぞれ指定された箇所に必ず記入すること。
 4. 解答用紙の※を記した空欄内には何も書いてはいけない。
 5. 解答は科目ごとに指定された解答用紙に書くこと。誤った解答用紙に解答した場合でも、解答用紙の交換や再交付には応じない。
 6. 答案は横書きとし、解答用紙（表）の左上から、順次、実線内に一行ずつ書き進めること。
 7. 答案は、黒インクの万年筆またはボールペンで書くこと。
 8. この問題冊子の3、6～8頁は白紙である。下書きの必要があれば、この部分を利用し、解答用紙を下書きに用いてはならない。
 9. 注意に従わずに書かれた答案、乱雑に書かれた答案、解答者の特定が可能な答案はこれを無効とすることがある。

民事訴訟法

【事例】

Xは、町工場を経営していた父Aが死去したので遺品を整理していたところ、「Bに中古機械を700万円で売却したが、Bは一向に代金を支払おうとしない」という趣旨が書かれたメモと手書きの証書のようなものを見つけた。Bも昨年に亡くなっているのに、Xは、相続人であるBの息子のYに事実の確認を求めた。しかし、Yは、「Bからそのような話は聞いたことがない。おかしい言いがかりをつけるな」と述べて、まともに話を聞こうとしなかった。そこで、Xは、Yを被告として売買代金700万円の支払を求める訴えを提起した。

【設問】

以下の各問について、民事訴訟法の観点から論じなさい。なお、問1と問2は相互に関連しない。

問1 本件の口頭弁論において、Xは、A B間における中古機械の売買契約の存在を主張し、その証拠として上記の各書類のほかに当時の経理記録を提出した。Yは、Xが主張する売買契約を否認した。口頭弁論の終結後、裁判所は、Xから証拠として提出された経理記録の中に、「B 700万円支払済み」との鉛筆書きがあるのに気がついた。そこで、裁判所は、判決において、A B間の売買契約の事実とともにBによる売買代金の弁済を認定し、Xの請求を棄却した。この判決の当否を論じなさい。

問2 本件につき、裁判所は、Xの主張を全面的に認め、Yに売買代金700万円の支払を命ずる判決をした。この判決は確定し、Yは判決に従ってXに700万円を支払った。それから約半年後、Yは、事務所の金庫から、Bが書いたと思われる「機械代金相殺のこと」と題する文書を見つけた。その文書には、当時BがAに対して有していた貸金債権を自働債権とし、中古機械の代金債務を受働債権として、Bが対当額により相殺した旨が記載されていた。そこで、Yは、Xを被告として、不当利得返還請求権に基づく700万円の支払を求める訴えを提起した。この訴訟において、YはBによる相殺の事実を主張した。裁判所は、この事件をどのように処理すべきか。

刑事訴訟法

以下の【事例】を読み、【設問】に答えなさい。

【事例】

甲県甲警察署所属の司法警察員 K は、覚せい剤取締法違反（営利目的所持）被疑事件（以下、「本件」という）について、X に対する逮捕状（以下、「本件逮捕状」という）の発付を得たが、X の所在が不明であったことから、X に係る指名手配（逮捕状の発せられている被疑者の逮捕を依頼し、逮捕後身柄の引渡しを要求する手配をいう。犯罪捜査規範 31 条 1 項）の手続がとられた。その後、X が甲県乙市内の住宅地にある友人 A 宅（2 階建て。なお、A を本件の共犯者と疑わせる事情はない）に立ち寄ったとの確度の高い情報を得た K は、直ちに甲県乙警察署に連絡し、A 宅に赴き、X の所在を確認できた場合には直ちに同人を逮捕するよう要請した。

2 台の車に乗って A 宅に急行した甲県乙警察署所属の司法警察職員 L、M ら 7 名の捜査員は、公道を挟んで A 宅の斜向かいにある駐車場に車を止めた。その車内から同宅の監視を始めてしばらくすると、X が玄関扉から顔を出し、外の様子を窺うような動きを見せた。その後すぐに、今度は、郵便受を確認するため、A が玄関から出てきて公道に面した門柱のところまで歩いていくのが見えた。

そこで、L は、車から出て A に駆け寄り、同人に対し、「これから、X を探します。」と告げると、2 名の捜査員とともに、「X、いるか。」と言いながら、玄関から A 宅内に立ち入った。一方、M は、A に対し上記駐車場に止めてある車に乗るよう促し、同人から事情聴取を行った。

A 宅の台所にいた X は、警察の来訪に気づくと、すぐに階段を上り、2 階の洋室からベランダに出て、柵を乗り越え逃走しようとしたが、そこで L に追いつかれた。L から左手首をつかまれ、室内に引き戻されそうになった X は、シャツの胸ポケットからスマートフォンを取り出すと、隣家の庭に投げ込んだ。

L は、A 宅 2 階のベランダで、本件犯罪事実の要旨と本件逮捕状が発付されている旨を告げた上で、X を逮捕した。その後行われた、逮捕に伴う令状によらない搜索、差押えに立ち会った X は、車で、A 宅から甲県甲警察署まで引致された後、直ちに、本件逮捕状の提示を受けた。

【設問】

以下の小問すべてに答えなさい。なお、小問3、4については、先行する手続は適法であるものとする。

1. 捜査機関が被疑者を逮捕するため住居内に令状によらずに立ち入る行為の根拠となる条文を示しなさい。
2. 本件逮捕状による逮捕の手続の根拠となる条文を示しなさい。
3. Lらが、Xを逮捕した後、「逮捕の現場」として令状によらずに搜索をすることが許されるA宅敷地内の場所について論じなさい。なお、Xの逮捕時にA宅内にいたのは、Xのみで、他に同居している者はないものとする。
4. Xが逮捕前にA宅隣家の庭に投げ込んだスマートフォンを差し押さえるため、Lらは、隣家の住人の同意なしに、その敷地に立ち入ることが許されるか、論じなさい。

